

原発事故時の避難計画に関する勉強会資料

京都府京丹後市

(市長 中山 泰)

平成26年5月24日

1 京丹後市地域防災計画 原子力災害対策編の概要 (資料1)

本市は、高浜発電所から30～60kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所から半径5kmの範囲）やUPZ（原子力発電所から半径30kmの範囲）に係らないものの、高浜発電所は約30.9kmと概ね30kmの圏内に接し、風向き等の当日の条件によっては、高浜発電所及び大飯発電所の万々の事故を仮に想定すると、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるとして想定される。また、プルーム通過時に放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性があるとして想定される。

本市として、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態を真摯に受け止め、想定外の想定にしっかりと備えておくことが大切な教訓であり、自治体としては重要であると考え、厳密にはUPZ圏外であるが、市独自の判断で、平成25年4月に防災計画を策定している。

2 京丹後市原子力災害住民避難計画の概要 (資料2)

上記地域防災計画とともに、原子力災害住民避難計画も策定している。しかし、UPZ圏外である京丹後市においては、府域外への避難に際しては、今後、関西広域連合が中心に避難先を調整することとしている。

一方、UPZ圏内に位置する京都府宮津市、京都府伊根町の住民を受け入れる（第1避難先）こととしている。

3 関西広域連合の原子力災害に係る広域ガイドライン (資料3)

関西広域連合において、広域避難計画の策定を行っているが、UPZ圏内に居住している住民の避難計画となっており、今後、原子力災害対策指針にPPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）が導入され、UPZ圏外でも避難が必要となった場合、改めて検討することとしている。

4 京丹後市の現状 (資料4)

国及び京都府の広域避難の考え方や原子力防災対策を強化する支援施策が、UPZ圏内を基準としている。本市としては、UPZ圏外であっても、避難計画を作成している自治体については、UPZ圏内の自治体と同様の扱いとするよう市長会等を通じ、国へ強く要請している。

京丹後市地域防災計画原子力災害対策編の概要

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的等

原子力災害の事前対策、発生時の緊急事態応急対策、中長期対策について、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の被ばく線量を最小限に抑え、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 章 計画の性格

- 京丹後市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもの。
- 本計画に定めのない事項については「京丹後市地域防災計画一般災害対策編」に準拠。
- 毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には計画を変更する。

第 3 章 計画の周知徹底

- 各防災関係機関への周知徹底を図る。
- 特に必要と認められるものについて、市民への周知を図る。

第 4 章 計画の修正に際し遵守すべき指針

- この計画の修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）（平成 25 年 2 月 27 日全部改正）を遵守。

第 5 章 計画の基礎とするべき災害の想定

○原子力災害対策指針により、過酷事故を想定。

○ 放射性物質の放出形態

原子炉施設等で設けられている多重の物理的防護壁が機能しない場合を想定。

- 放射性物質の施設外の周辺環境への放出。大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素や、放射性セシウムなど常温で固体の放射性物質を含む大気中に浮遊する微粒子等がある。
- 放出された放射性物質は、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表への沈着、土壌や瓦礫等への付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。
- 実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置 (以下「防護相当措置」という。)を実施する地域

- 本市は、高浜発電所から 30～60 kmの範囲に位置し、また大飯発電所から 40～70 kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」である P A Z (原子力発電所から半径 5kmの範囲) や U P Z (原子力発電所から半径 30 kmの範囲) に係らないものの、福島第一原子力発電所の事故の例からは U P Z と同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない(万一の場合に想定される)。
- 本市としては、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態、対応と原子力規制委員会が示した「原子力災害対策重点区域」に関する考え方を踏まえて、U P Z と同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。



Planning Area)」が原子力災害対策指針に記載された場合には、内容を踏まえて見直しをするものとする。

第7章 防護相当措置の準備及び実施

- 防護相当措置を実施する地域においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(O I L)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 原子力防災に関し、京丹後市、京都府、国等の各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

第2編 原子力災害事前対策計画

第1章 基本方針

- 本編は、災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなどの連携強化を推進
- 国、京都府と連携し、公共用地、国有財産の有効活用により、避難、備蓄等の応急体制を整備
- 市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る

第3章 情報の収集・連絡体制等の整備

- 防災関係機関等との連携体制、機動的な情報収集体制、移動通信系の活用体制等の整備
- 情報を分析整理するための人材の育成・確保、専門家の活用体制、原子力防災関連情報の収集・蓄積、資料の整備等
- 防災行政無線の整備、情報の伝送路の多ルート化、衛星携帯電話等の活用、通信手段・経路の多様化

第4章 緊急事態応急体制の整備

- 警戒態勢をとるために必要な体制の整備
- 災害対策本部体制等の整備
- 長期化に備えた動員及び応援体制の整備
- 防災関係機関相互の連携体制の強化
- 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備
- 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- 自衛隊との連携体制の整備
- モニタリング体制等の整備
- 専門家の派遣要請手続きの整備
- 放射性物質による環境汚染への対処のための整備
- 複合災害に備えた体制の整備
- 人材及び防災資機材の確保等に係る防災関係機関等との連携

第5章 避難收容活動体制の整備

- 住民避難計画の作成
- 避難所等の整備
- 災害時要援護者等の避難誘導・搬送体制等の整備
- 学校等施設における避難計画の整備
- 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成
- 住民等の避難状況の確認体制の整備
- 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備
- 警戒区域を設定する場合の計画の策定
- 避難所・避難方法等の周知

原子力災害住民避難計画



第6章 緊急輸送活動体制の整備

- モニタリング、医療等に関する専門家の現地移送への協力
- 緊急輸送道路の関連設備の整備

第7章 救助・救急及び防護資機材等の整備

- 救助・救急活動用資機材の整備
- 救助・救急機能の強化
- 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- 緊急被ばく医療活動体制等の整備

被ばく医療体制の状況

(平成23年5月現在)

区分	圏域	医療機関名	所在地
初期	丹後	京都府立与謝の海病院	与謝郡与謝野町字男山 481
		公益財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町字杉谷 158-1
		京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161
二次		独立行政法人国立病院機構京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町 1-1
三次		独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1
		国立大学法人広島大学	広島市南区霞 1-2-3

- 物資の調達、供給活動体制の整備

第8章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 防災行政無線、広報車両等の施設及び装備の整備
- 住民相談窓口などの広報体制の整備
- 多様なメディアの活用体制の整備
- 災害時要援護者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備

第9章 行政機関の業務継続計画の策定

- 庁舎の退避先の設定、業務継続計画の策定による業務継続体制の確保

第10章 家庭動物等対策

- 京都府と協力して収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行う

第11章 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 市民等への原子力防災の知識の普及と啓発
- 防災教育の実施
- 災害時要援護者、男女双方の視点等への配慮
- 大災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

第12章 防災業務関係者の人材育成

- 防災業務関係者に対する研修の実施

第13章 防災訓練等の実施

- 原子力防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画の策定及び実施
- 実践的な防災訓練の工夫及び事後評価

第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 消火、人命救助、救急等必要な措置の実施
- 事故現場周辺の住民避難等、市民の安全を確保するために必要な措置の実施

第3編 緊急事態応急対策計画

第1章 基本方針

- 本編は、警戒事象として国が定める事象が発生した場合の対応、関西電力㈱から（京丹後市へは京都府から）重大なトラブルに関する情報及び原子力第一防災体制発令の通報・連絡があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応する

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 特定事象等発生情報等の確認、防災関係機関への連絡
- 応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- 一般回線が使用できない場合における防災行政無線、衛星通信回線等の活用
- 放射性物質による影響の早期把握のための緊急時モニタリングの実施

第3章 活動体制の確立

- 災害の状況に応じた事故対策のための警戒態勢の確立
- 専門家の派遣要請の実施
- 必要に応じ、災害時の相互応援協定等に基づく関係自治体等に対し速やかに応援要請、京都府に対する緊急消防援助隊の出動要請及び指定地方行政機関等の職員の派遣・助言等の要請等の実施
- 京都府知事に対し、自衛隊の派遣要請の要求
- 初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する
- 防災業務関係者の安全の確保

第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動

- PAZ及びUPZ内における予防的防護措置が行われた場合、住民に対し、必要に応じて、予防的措置（屋内退避）を行う可能性が有る旨の注意喚起を行う
- 事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請する
- 主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準（OIL：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については「即時の避難を要する基準（OIL1に相当）」「一時移転を要する基準（OIL2に相当）」が原子力災害対策指針に示されている。

避難等に係るOILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 マイクロベクレル/時 (空間放射線量率) (地上1m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロベクレル/時 (空間放射線量率) (地上1m)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

- 避難及びスクリーニングの場所の開設及び実施
- 広域一時滞在への対応
- 安定ヨウ素剤の予防服用措置
- 災害時要援護者等への配慮
- 学校、病院、社会福祉施設等における避難措置
- 飲食物、生活必需品等の調達・供給

第5章 治安の確保及び火災の予防

- 避難の勧告又は指示等を行った地域及びその周辺における治安の確保及び火災の予防

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

- 京都府が行う飲食物の汚染状況調査への協力、OILの値等を踏まえた飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施
- 原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力

飲食物摂取制限に係るOILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロベクレル/時	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	下表のとおり	1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

〇 I L 6に係る飲食物の種類及び核種別の初期設定値

放射性物質の核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 ^μ Bq/kg	2,000 ^μ Bq/kg
放射性セシウム	200 ^μ Bq/kg	500 ^μ Bq/kg
プルトニウム等	1 ^μ Bq/kg	10 ^μ Bq/kg
ウラン	20 ^μ Bq/kg	100 ^μ Bq/kg

第7章 緊急輸送活動

- 避難者の輸送、要員、資機材、住民の生活に必要な物資等の緊急輸送活動
- 緊急輸送のための交通確保

第8章 救助・救急及び医療活動

- 救助・救急活動のための資機材の確保及び救助・救急活動の実施
- 緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施
- 京都府が行う緊急被ばく医療への協力

第9章 住民等への的確な情報伝達活動

- 市民等の心理的動揺等をおさえるため、迅速かつ分かりやすく正確な情報提供と広報の実施
- 市民等のニーズ及び災害時要援護者に配慮した情報伝達の実施
- 専用窓口の設置等、市民等からの問い合わせへの対応

第10章 自発的支援の受入れ等

- ボランティアの受入れ
- 義援物資、義援金の受入れ及び配付、配分

第11章 行政機関の業務継続に係る措置

- 庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合における行政機関の退避
- 退避先での業務継続

第12章 水資源対策

- 水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、必要な浄水処理及び送水対策を講じる。
- 上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などと連携してモニタリング、保管等の対策を講じる。

第13章 家庭動物等対策

- 京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の確保について検討

第14章 関西電力株式会社の行う応急対策

- 災害状況の把握 ○ 傷病者等の救出 ○ 外来者の退避及び立入制限措置
- 災害の拡大防止 ○ 住民広報窓口の設置

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1章 基本方針

- 本編は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応する

第2章 放射性物質による環境汚染への対処

- 国、京都府、関西電力(株)等とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施

第3章 各種制限措置の解除

- 京都府と連携を図り、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、出荷制限等各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図る

第4章 災害地域住民等に係る記録等の作成

- 避難及び屋内退避を行った住民等が災害時に所在した証明や避難所等においてとった措置等の記録を作成
- 被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録

第5章 被災者等の生活再建等の支援

- 住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援を実施
- 被災者の自立に対する援助、助成措置に関する総合的な相談窓口等を設置
- 災害復興基金の設立等を検討

第6章 風評被害等の影響の軽減

- 国及び京都府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うとともに、風評被害による人権侵害の発生を防ぐ処置を講ずる

第7章 被災中小企業等に対する支援

- 被災中小企業に対する被災した設備の復旧資金や運転資金等を対象とした低利の融資制度を創設
- 被災農林業者に対する国、京都府等が実施する施設の災害復旧及び運転資金等を対象とした低利融資制度の情報を提供
- 被災中小企業等及び被災農林業者に対する援助、助成措置についての広報及び相談窓口を設置

第8章 心身の健康相談体制の整備

- 国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施

京丹後市原子力災害住民避難計画の概要

1 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

本計画は、京丹後市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「避難収容活動体制の整備」の「避難計画の作成」に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下、「高浜発電所」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下、「大飯発電所」という。）における原子力災害にかかる住民等の避難及び防護措置について、必要な事項を定めたものです。

(2) 避難等の基本的な考え方

- 本市は、高浜発電所から 30～60 km の範囲に位置し、また、大飯発電所から 40～70 km の範囲に位置します。
- 国の新たな指針（原子力災害対策指針）の「防災対策を重点的に充実すべき地域」である P A Z（原子力発電所から半径 5 km の範囲）や U P Z（原子力発電所から半径 30 km の範囲）に係りません。
- しかし、プルーム通過時に放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性があるとして想定されます。
- 本市としては、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態、対応と原子力規制委員会が示した「原子力災害対策重点区域」に関する考え方を踏まえて、U P Z と同等の対策を定めておくこととし、「避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置（以下「防護相当措置」という。）を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しました。
- また、状況に応じて住民の避難が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討しておくこととしました。
- なお、本市内が地震・津波など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて、本計画を柔軟に運用して対応することとしています。

【対象区域】：市内全域



京丹後市の避難計画

- (1) 京丹後市では、京都府の協力を得て、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

なお、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとしています。

ア 国及び府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。

イ 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

ウ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

エ 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面の避難先を定める。

オ 一時的な避難となる一次避難先は、コミュニティセンター等公共的施設を優先して使用することとし、教育への影響を配慮して、学校施設の使用は2分の1を上限とする。

カ 中長期的な避難となる二次避難先は、早期の対応を図るため、当面の措置として、一次避難先の旅館・ホテル、民間賃貸住宅等を活用する。

- (2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。

避難については、原則として、PAZ及びUPZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行う。これらPAZ及びUPZの住民避難に配慮して、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。

なお、高浜発電所のUPZ区域がある宮津市及び伊根町からの避難者についての受入れを京都府より要請されており、広域避難計画において記載するものとする。

原子力災害に係る広域避難ガイドライン【概要版】

H26. 3. 27 関西広域連合広域防災局

1 ガイドラインの位置づけ

(1) 広域避難の調整経緯

福井県嶺南地域に立地する 15 の原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね 30km 圏）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、域内には 52 万人が居住している。

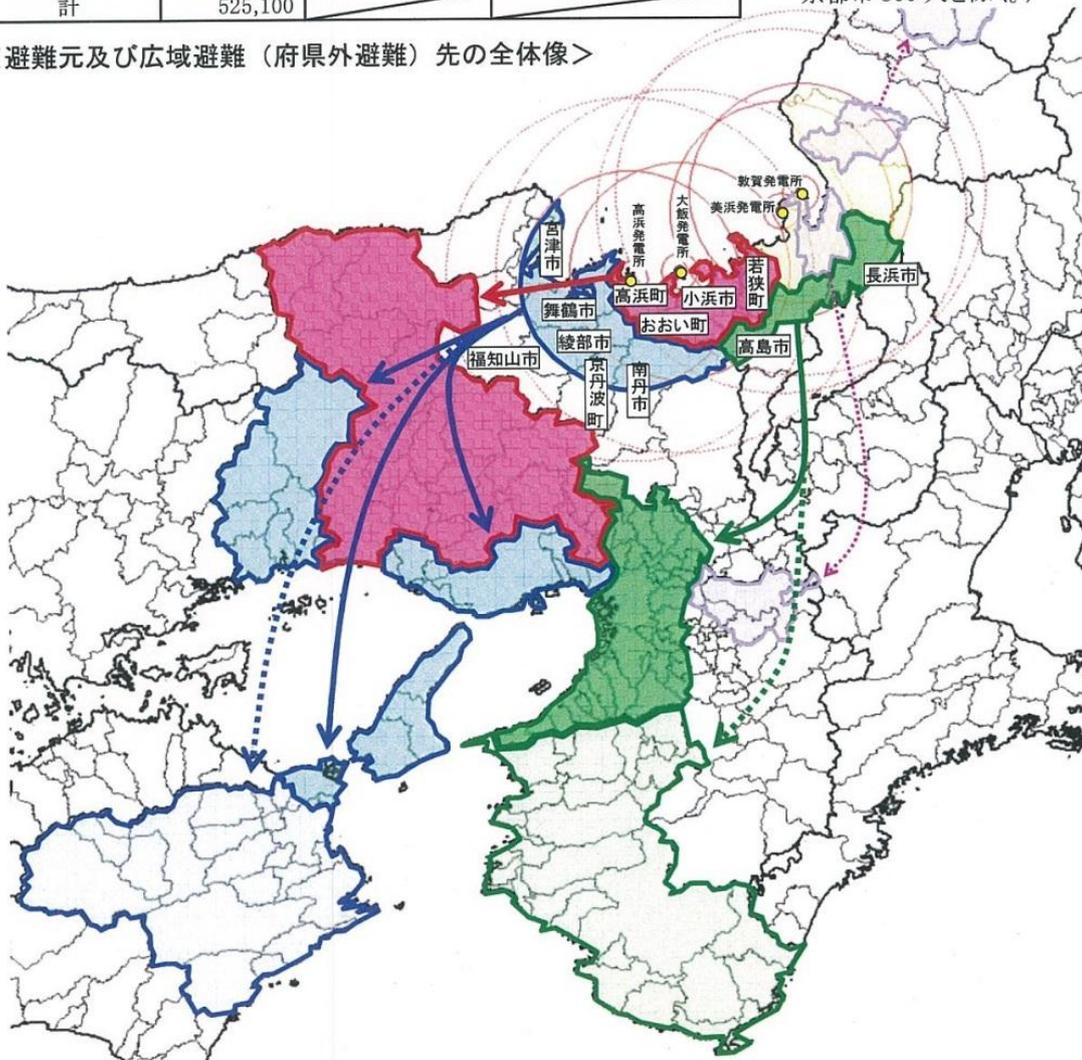
各府県は、どのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定して広域避難計画の策定に取り組んでいる。

各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の 25 万人について、各府県の要請に基づき、広域連合構成団体に受入れを行うこととした。

避難元	UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	193,100	石川県(鯖江市、越前市のみ)
	嶺南東部	78,700	福井県内
	嶺南西部	66,900	兵庫県
滋賀県	57,600	滋賀県内	大阪府
京都府	128,800	京都府内	兵庫県、徳島県
計	525,100		

計 253,000 人
※府外避難を計画しない
京都市 300 人を除く。）

<避難元及び広域避難（府県外避難）先の全体像>



近畿市長会を通じた要望内容

原子力防災対策について、周辺住民の安心・安全を確保するため、次の事項について特段の措置を講じること。

- 1 原子力発電所の安全評価については、新規制基準を厳格に適用して審査を行い、再稼働については、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し審査内容等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。
- 2 UPZにおいて、住民への情報伝達手段（防災行政無線、衛星携帯電話、広域車両など）、原子力防護資機材（防護服など）、自主防災組織の育成に必要な防災資機材の整備など、自治体の行う原子力防災対策に最大の財政支援を講じること。
- 3 原子力防災対策における住民避難対策について、避難先の確保、避難に必要なバス等の各種交通手段の確保、避難に必要な主要道路の拡充、PAZ外の安定ヨウ素剤の具体的な配備体制の確立など、国が責任をもつてたいおうすること。
- 4 自治体と電力業者との原子力安全協定について、UPZ内の自治体においても立地自治体に準じた協定が締結できるよう安全規制上の位置づけを図ること。
- 5 原子力発電所に隣接する市町村においても今後の放射線防護対策、防災対策については、多大な経費が予定されることから、適切な財政対策を講じること。

また、現在、原子力対策として府県に交付されている交付金については、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。

（原子力発電施設等緊急安全対策交付金など）

- 6 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震・津波について、その被害想定調査を国において早急に実施すること。
- 7 UPZ圏外であっても、地域防災計画を策定している市町については、UPZ圏内に準じた措置を講じること。